

青森県報

号外第四十七号

平成十六年
五月三十一日
(月曜日)

目次

公 告

建設業者の許可の取消し

右	同	青森県土 整備事務所	一
右	同	同	二
右	同	同	二
右	同	同	二
右	同	同	二
右	同	同	四
右	同	同	四
右	同	同	四
右	同	同	三
右	同	同	三
右	同	同	三
右	同	同	二
右	同	同	二
右	同	同	二
右	同	同	二
右	同	同	一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三鬼工建

二 代表者の氏名 鬼柳 恭一

三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字谷脇三一八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第六九八二号

五 取消年月日 平成十六年四月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

石、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三鬼工建

二 代表者の氏名 鬼柳 恭一

三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字谷脇三一八

四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第六九八二号

五 取消年月日 平成十六年四月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社潜建

二 代表者の氏名 泉 昭一

三 主たる営業所の所在地 青森市富田一丁目一の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六三二〇号

五 取消年月日 平成十六年四月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社青森クボタ

二 代表者の氏名 内山 龍一

三 主たる営業所の所在地 青森市妙見三丁目四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第二四三三〇号

五 取消年月日 平成十六年四月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、鋼構造物、舗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社豊東建設工業

二 代表者の氏名 坂本 豊

三 主たる営業所の所在地 青森市港町三丁目三の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（特 一一）第八五六二号

五 取消年月日 平成十六年四月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐藤建築事務所

二 氏名 佐藤 修

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浦町字奥野八二の七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四八二七号

五 取消年月日 平成十六年五月十四日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 相坂組

二 氏名 相坂 孝廣

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富田町五八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第二〇〇二〇九号

五 取消年月日 平成十六年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、及び・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社倉光建設

二 代表者の氏名 倉光 鉄弥

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堀越字川合一一二の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一一七六三号

五 取消年月日 平成十六年五月六日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、及び・土工、しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 葛西建設

二 氏名 葛西 豊一

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡平賀町大字新屋字山下八九の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一七四二号

五 取消年月日 平成十六年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、及び・土工、水道工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 義工務店

二 氏名 斉藤 義次

三 主たる営業所の所在地 むつ市栗山町二の四四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第六四五〇号

五 取消年月日 平成十五年十二月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年十二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社鹿内組

二 代表者の氏名 鹿内 潤

三 主たる営業所の所在地 むつ市並川町二の二一八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第八六二〇号

五 取消年月日 平成十六年三月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社鹿内組

二 代表者の氏名 鹿内 潤

三 主たる営業所の所在地 むつ市並川町二の二一八

四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第八六二〇号

五 取消年月日 平成十六年三月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社旭昇

二 代表者の氏名 高橋 直人

三 主たる営業所の所在地 むつ市柳町二丁目一〇の二四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一六七六〇号

五 取消年月日 平成十六年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 吉田板金加工所

二 氏名 吉田 永一

三 主たる営業所の所在地 下北郡大畑町大字大畑字湯坂下九の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一三六四号

五 取消年月日 平成十五年十二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年十二月五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大畑海洋土木有限会社

二 代表者の氏名 前沢 喜作

三 主たる営業所の所在地 下北郡大畑町大字大畑字上野九六の一三〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一七二〇九号

五 取消年月日 平成十六年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 寺沢水道

二 氏名 寺沢 俊夫

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字名原二五三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一〇九三八号

五 取消年月日 平成十六年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装、管、水道工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐藤設備
- 二 氏名 佐藤 政五郎
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡森田村大字床舞字真鶴三六の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第四二七〇号
- 五 取消年月日 平成十六年四月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭